

源泉徴収と支払調書

1. はじめに

クライアントの皆様におきましては、昨年末から先月にかけて弊社担当職員より、昨年一年間でお支払した報酬、料金等の金額について確認があったかと思えます。今回はそれに関連しまして、源泉徴収事務の流れを取り上げます。



2. 支払者の源泉徴収義務

源泉徴収義務は給与支給時だけではない！

毎月従業員に給与を支給する際には源泉徴収一覧表から各人の源泉徴収税額を割り出し、給与天引きしていることと思えます。ただ、支払者側の源泉徴収義務はこれだけではなく、弁護士や税理士などの個人事業者へ報酬を支払う際にも一定金額を源泉徴収する義務があるのです。

この源泉徴収の対象となる報酬の範囲については、所得税法第204条に細かく規定されて



います。対象はプロスポーツ選手や歌手・芸能関係など多岐にわたっています。(中には、「物まね師」というような具体的な記述もあります。)

原則は毎月納付

徴収する税額は原則10%ですが、相手先・金額によっては異なった計算で算出します。原則として支払の都度、一定の金額を徴収し、翌月10日まで

に税務署へ納付しますが、半年に一度納付する「納期特例」もあります。

ここで注意しなければならないのは、弁護士や税理士・司法書士への報酬以外、例えばデザイナーへの報酬などは「納期の特例(半年に1度の納付)」が適用できないということです。特例を届出ているもこれらについては毎月納付しなければいけません。

一年分(1月～12月まで)の集計

毎年1月になると、相手先ごとに前年一年間でいくら報酬を支払い、いくら源泉徴収したかを記載する「支払調書」というものを作成し、税務署へ提出します。「支払調書」「法定調書合計表」は言わば国への報告書ということになります。



3. なぜ提出が必要なのか？

なぜこのような煩雑な作業が義務付けられているのか？税務署は支払調書をもとに各個人から提出される確定申告の申告内容が正しいかどうかを確認するために支払者側が提出した支払調書が必要となるのです。ひいては無申告の個人事業者の所得税の徴収漏れを防ぐためでもあるのです。

4. おわりに

年末年始になって慌てないためにも、源泉徴収が発生する度に、エクセル等にて管理しておくことをお勧め致します。